

宜野湾市中小・小規模事業者等エネルギー 価格高騰対策助成金 申請要項

■ 助成金額：法人 5 万円 個人事業者 3 万円

※ただし、交付は一事業者につき 1 回限りです。

■ 申請期間：令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 6 月 28 日（金）

※締切日必着：申請締切りまでに全ての提出書類が揃っていることが必要となります。申請期間内に申請されても、締切り日時点において書類に不備がある場合は不交付となる事がありますので、ゆとりをもって申請をお願い致します。

■ 問合せ先：宜野湾市商工会

TEL：098-897-0111（平日 9 時～16 時）

問合せホーム：http://www.ginowan.or.jp/index.php?page_id=28

※土日・祝日は休みとなります。

※12：00～13：00 は昼休憩につき対応不可となります。

委託元：宜野湾市産業政策課 受託者：宜野湾市商工会

■ 目的

エネルギー価格等物価高騰の影響を受けている市内中小・小規模事業者等に対し、経費負担の軽減を図るため、助成金を交付することを目的としています。

■ 市内事業者の定義

本助成金における市内事業者とは、下記の中小企業基本法第 2 条第 1 項に該当する者としします。

【製造業、建設業、運輸業、その他の業種】

資本金の額が3億円以下または従業員の数が300人以下

【卸売業】

資本金の額が1億円以下または従業員の数が100人以下

【サービス業】

資本金の額が5千万円以下または従業員の数が100人以下

【小売業】

資本金の額が5千万円以下または従業員の数が50人以下

■対象者

1、助成金の対象者は、次に掲げる要件を満たす市内事業者とします。

(1) 令和5年7月1日時点かつ申請日時点において、宜野湾市内で事業を営む法人及び個人事業者。

※フリーランスの方等で自己の所有（または賃借）する店舗等を持たずに事業を行っている場合は、市内に住所があること。

※宜野湾市農水産事業者物価高騰対策助成金交付要綱に定義される農業事業者と漁業事業者は含まない。

(2) 宜野湾市内で事業継続の意思がある者

(3) エネルギー価格高騰の影響を受け、令和5年7月1日から令和5年12月31日までの間に燃料費や光熱費等のエネルギー経費において、法人は5万円以上、個人事業者は3万円以上の支出がある者

燃料費	光熱費
・ ガソリン ・ 軽油 ・ 重油 ・ その他燃料費等	・ 電気 ・ ガス（都市ガス・LPガス） ・ 灯油

※事業用経費のみが対象となります。

※申請者が実質的に負担する経費のみが対象となります。

(例) 申請者が貸している不動産物件について、借主から電気料金・ガス料金を徴収し、申請者が一括して支払いを行う場合、その徴収分を除く

※原材料としての使用及び他社への販売を目的として購入したものは対象外となります。

2、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第2条第5項に該当する性風俗関連特殊営業を行っている者
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、宜野湾市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員のいずれかに該当する者。
- (3) 事業活動が明らかに主たる事業ではないと認められる者
- (4) その他、市長が不相当と認める者

■ 助成金額

助成金額：法人 5 万円 個人事業者 3 万円

※ただし、交付は一事業者につき 1 回限りです。

■ 申請について

1、申請期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 6 月 2 8 日（金）

※締切日必着：申請締切りまでに全ての提出書類が揃っていることが必要となります。申請期間内に申請されても、締切り日時点において書類に不備がある場合は不交付となる事がありますので、ゆとりをもって申請をお願い致します。

2、提出書類

《注意》書類提出後、書類審査を行い助成金交付の可否を決定します。

(1)	宜野湾市中小・小規模事業者等エネルギー価格高騰対策助成金 交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
(2)	宜野湾市中小・小規模事業者等エネルギー価格高騰対策助成金 誓約書兼同意書（様式第 2 号）
(3)	宜野湾市内で事業を営んでいることが確認できる書類

<p>下記、例①～④のうち、いずれか1つ (書類内容に情報が不足している場合は、追加書類を求めることがあります)</p> <p>①履歴事項全部証明書又は現在事項証明書の写し(発行日が3か月以内に限る)</p> <p>②営業証明書、開業届、各許可証、各登録証等の写し(有効期間等が記されている場合は、有効期間内に限る)</p> <p>③確定申告書等の写し ※税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの (法人の場合) ・法人税の確定申告書別表一及び法人事業概要説明書 (個人の場合) <青色申告の場合> 確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書 <白色申告の場合> 確定申告書第一表及び収支内訳書</p> <p>④業務委託契約等の契約書の写し ※フリーランスで主たる収入を雑所得または給与所得で申告している場合で確認</p>	
(4)	エネルギー経費の支出が確認できる書類
<p>【ア】領収書・レシートの写し 支払日の記載、取引者の名前の記載があるもの</p>	
<p>【イ】振込が確認できる通帳の写し、クレジット明細等</p>	
(5)	本人確認書類
<p>下記のうち、いずれか一つ ・代表者の身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等) ・会社法人用の印鑑証明書の写し(発行日が3か月以内に限る)</p>	

(6)	振込先の確認ができる通帳の写し
<p>《注意》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座名義は、事業所または事業所代表者のみとなります。 ・表紙と表紙のうら面（口座番号、店番、名義人（カナ表記）が表示されている部分）をコピーお願いします。 	
(7)	その他市長が必要と認める書類
申請状況に応じて、別途書類をお願いする場合がありますので、ご了承ください。	

3、申請書類等（交付申請書兼請求書、誓約書兼同意書等）の取得方法

(1) 宜野湾市 HP・市商工会 HP より様式をダウンロード

宜野湾市 HP : <https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/3/14042.html>

宜野湾市 HP QRコード



市商工会 HP : <http://www.ginowan.or.jp/>

(2) 下記の場所より直接取得

- ・宜野湾市商工会（住所：真志喜 1-11-11）〔開庁日 平日 8：30～17：15〕
- ・宜野湾市役所産業政策課（別館 2 階）〔開庁日 平日 8：30～17：15〕

4、提出方法

《下記宛先へ郵送》

〒901-2224 宜野湾市真志喜 1 丁目 1 1 番 1 1 号

宜野湾市商工会

《提出後の留意点》

- ・提出後、事務局で書類審査を行い、助成が認められない場合は不交付決定通知書を送付します。

- ・申請書類受理後、口座への入金までには 1 ヶ月程度要する見込みです。

- ・確認事項がある場合は、事務局からお電話を致します。発信番号は【098-897-0111】となりますので、応答または折り返しご連絡いただきますようお願い致します。
- ・申請に不備（書類漏れや記入漏れ等）があった場合、確認のご連絡が取れるまでに時間を要した場合は、入金が遅れますのでご注意ください。また、事務局からお電話をしても、一定期間連絡が取れない場合は申請書類を返送します。

■ その他

- ・当該助成金は、所得税の課税対象となります。「事業所得」として区分されますが、助成金を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合など、必ずしも税負担が生じるわけではありません。詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。
- ・虚偽の申請、その他の不正な行為により、助成金の交付を受けた場合は、助成金を返還していただきます。なお、悪質な場合は、詐欺罪（刑法第246条第1項、10年以下の懲役）や私文書偽造等罪（刑法第159条第1項、3か月以上5年以下の懲役）に該当する場合があります。
- ・本助成金の交付を受けた後に国・県・市が実施する他の類似の補助金制度について、助成金額の範囲内において重複ができない場合もありますので、それぞれの制度の交付要件をご確認ください。
- ・宜野湾市中小・小規模事業者等エネルギー価格高騰対策助成金事業は、宜野湾市商工会へ事業委託をしております。